

# 食物アレルギー対応決定までの流れ

- ①小・中学校の新生  
保護者説明会（1月～2月）
- ②新規に発症した児童について
- ③在校生で保健調査票に記入有り  
（必要に応じて確認）

受入校及びレベル1～2  
を選択する単独校

保護者からの申し出もしくは、  
保健調査票で把握できた場合

レベル3を選択する  
可能性のある単独校

※目安としては弁当対応者やエビペン保持者

<参考>

## ①新1年生の対応

入学前年度

保護者説明会等

1～2月

3月又は

4月入学時

**【書類の配布 ☆は必要な場合のみ】**

- ・食物アレルギー調査票 様式1
- ☆学校生活管理指導表(アレルギー疾患用) 様式2
- ☆食物アレルギー緊急時対応票 様式3

**【書類の配布】**

- ・食物アレルギー調査票 様式1
- ・学校生活管理指導表(アレルギー疾患用) 様式2
- ・食物アレルギー緊急時対応票 様式3
- ・学校給食食物アレルギー除去食対応申請書 様式4

**【必要書類の提出 ☆は必要な場合のみ】**

- ・食物アレルギー調査票 様式1
- ☆学校生活管理指導表(アレルギー疾患用) 様式2
- ☆食物アレルギー緊急時対応票 様式3

**【必要書類の提出】**

- ・食物アレルギー調査票 様式1
- ・学校生活管理指導表(アレルギー疾患用) 様式2
- ・食物アレルギー緊急時対応票 様式3
- ・学校給食食物アレルギー除去食対応申請書 様式4

**【個別面談】 提出書類をもとに、アレルギーの状況把握**

保護者・担任（養護教諭・栄養教諭・栄養士など）（P. 8 参照）  
※受入校及びレベル1～2を選択する単独校は必要に応じて

**【学校内で食物アレルギー対応委員会(検討会)を開催】**

児童、生徒の食物アレルギーへの対応の方向性の決定と把握

- ・構成員：校長、教頭、養護教諭、学級担任、給食担当、栄養教諭、栄養士など

※必要に応じて教育委員会学校給食主管課職員（P. 4 参照）

**【個別面談】 関係職員と保護者で対応食の方法等を確認**

保護者・担任（養護教諭・栄養教諭・栄養士など）

**【定期(継続)面談】 学校で配慮・管理が継続して必要な場合は、状況が変わらなくても毎年必要書類は提出する。**

- ・変更する事項がある場合はその都度、面談の実施

決定した事項をもと  
に対応・給食開始

## ○除去食解除の場合

医師の診断で除去解除となった場合は、家庭で原因食物を摂取しても症状が出ないことを確認した後、  
学校給食食物アレルギー除去食対応解除申請書 様式5 の提出をもって給食における除去食対応を終了とする。